

NKSJグループのみなさんへ 「あなたの仕事はない」などの 退職強要をはね返そう！

10月7日の通達「希望退職の募集」で、2つの退職特別措置の実施が発表されました。

その内容は、①40～59歳200名の「ライフプラン支援特別措置」と②入社4年目から40歳未満の社員に対しての「転進チャレンジ支援特別措置」です。

全損保・日本興亜支部とNK社の交渉の中で、NK社は①では「対象者全員に面談を実施する」。②では「専用デスクなどへの問い合わせのあった人には個々に面談を行う」といしながら、「日常の働き方や言動から、転職を検討している人も面談の対象とする」と会社側判断での面談実施を公言しています。

2回、3回と繰り返される退職強要面談！

すでに始まっている40歳以上が対象の全員面談では、「1 Will でリーダー700人が担当者になる。あなたの仕事はない」「仕事は女性にやってもらうので男性は必要なくなる」などと退職を迫る言動があったとの訴えが寄せられています。

40才未満の転進チャレンジ制度でも、水面下での面談で指名解雇にも等しい退職強要が行なわれています。

企業は株主や顧客に対してだけでなく、従業員やその家族の生活に対しても責任を果たすことが求められています。「NKSJグループCSR基本方針」では「人間尊重方針」が掲げられています。

「CSR」を掲げ、「お客様評価日本一」をめざす会社として果たすべき役割は、一人ひとりの従業員を大切にし、その人の能力を最大限に発揮できるような職場環境を実現することです。

自らと家族の生活を守る、「退職強要をはねかえす4カ条」を紹介します。

1. ルールにもとづいて堂々と

「私はこの会社に残ります」— この一言があなたと家族の生活を守るたしかな力です。

「本人の同意」なしに退職を強要することは出来ません。これが社会のルールです。

2. 「イエローカード」で警告を

それでも会社は、「同意」を迫ってくるでしょう。

その時は、「これ以上の説得や面談はやめてください」ときっぱり！

3. 「レッドカード」を出しましょう

この“警告”を無視して、『同意』するまで面談をやる」「応じなければ職場はない」などと迫れば違法です。

「労働基準監督署か弁護士に相談します」とレッドカードをだしましょう。

4. 労働法は「不利益扱い」を禁止。ひとりで悩まずみんなで相談を

そうはいつでも、「後でどうなるかが心配だ」と悩んでいる方も多いでしょう。

そんな時のために、労働法には「労働者を守るルール」があります。

悩んでいるのはみんな同じです。職場の仲間と相談しましょう。

「三人よれば文殊の知恵」、知恵も勇気も出てきます。

お気軽にご相談ください … 秘密は厳守します

小畑さんの職場(損保ジャパン)復帰を実現する会

〒541-0045 大阪市中央区道修町3丁目3-10 大阪屋道修町ビル3F 大阪損保革新懇気付 Tel06-6232-1095

北大阪総合法律事務所

担当 徳井義幸弁護士、谷真介弁護士

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14-16 西天満パークビル3号館10F

Tel06-6365-1132

関西合同法律事務所

担当 杉島幸生弁護士

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目2-11 第一住建梅ヶ枝ビル2F

Tel06-6365-8891

小畑さんへの支援の輪が大きな 広がりをを見せています

小畑さんの第2回裁判は12月6日大阪地裁610号法廷で午後1時15分から開かれます。第1回裁判では、小畑さんを支援する人たち72名が大阪地裁に詰めかけ、法廷前の廊下は傍聴席に入りきれない人であられました。第2回裁判には「東京からも参加する」という連絡が入り、支援の輪が確実に広がっています。

働きたい人が、働き続けられる職場に！

小畑さんを再雇用しない根拠として会社は、「人物評価の基準を充たしていない」といいます。しかし小畑さんの人物評価は、損保ジャパンでの最終年を除く10年間のうち、当初の7年間は「A2」または「A2-」であり基準を満たしていました。直近の3年間のみ「A1」と評価が落とされました。一方で上司からは「火新SCの実務経験も豊富であり、直面する事案対応の観点では質の高いサービスの提供がなされており、営業店・代理店の信頼も厚い」と評価されています。

再雇用の基準とされる定年直近2年間を意識した評価のダウンは「再雇用しない」ための恣意的なものです。

今進められている「希望退職」や「転進チャレンジ支援特別措置」では退職強要ともいえる面談が実施されたとの訴えも寄せられています。

労働組合役員として、職場での退職強要やパワハラを追及し、仲間を励ましてきた小畑さんの再雇用を求めるたたかいは、今行われている会社の理不尽な態度を正すたたかいでもあります。

皆様のご理解・ご支援をお願いします。



私は、日産火災で27年、損保ジャパンで11年、計38年間、自動車損調・火新損調の最前線の現場で一生懸命働いてきました。

60歳の定年をひかえて再雇用を希望しましたが拒否され、「異議申し立て」を行ない会社と交渉してきました。会社からは明確な理由も示されないまま時間切れとなり、退職を余儀なくされました。

4月以降も、厚生労働省や大阪府の相談窓口を通じての申請・相談を行ない、何とか解決の道を図ろうとしてきましたが、会社は話し合いのテーブルにすらつきませんでした。そのため、やむなく提訴に至りました。

私は、この間「退職強要」の脅しを会社から何度も受けていた同僚たちの相談を受け、会社の不当な言動に対する対処方法をアドバイスし、退職勧奨に負けないよう励ましてきました。その結果全員が退職強要をはね返すことができました。これからも、会社の不当な退職強要に屈せず、元気に働き続けて欲しいと思います。

よりよい企業と産業をめざし頑張ります。